

平成26年1月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(ハ)第156号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成25年12月6日

判 決

山口県 [redacted]

原 告 [redacted]

同訴訟代理人弁護士 田 邊 一 隆

京都市 [redacted]

被 告 アイフル株式会社

同代表者代表取締役 [redacted]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、138万9370円及びうち133万3813円に対する平成25年6月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、貸金業者であった訴外株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）及びライフを吸収合併して承継した被告とその利用者である原告との間の継続的な金銭消費貸借契約上の取引（以下「本件取引」という。）について、原告がライフ及び被告（以下「被告ら」という。）に対して利息制限法の制限利率（以下「制限利率」という。）を超える利率の利息を支払っていたところ、その超過部分を元金に充当して引き直し計算をすると過払いが生じており、かつ、被告らは

民法704条の「悪意の受益者」に当たるとして、原告が、被告に対し、過払金133万3813円の返還と過払金に対する平成25年6月18日までの確定利息5万5557円及びその翌日以降の法定利息金の支払を求めるものである。なお、過払金についてはライフの会社更生手続によって失権した後の債権であり、確定利息については、被告の原告に対する立替金債権34万5010円との相殺後の金額である。

1 前提となる事実（被告において明らかに争わないか、証拠（甲1号証ないし2号証の2）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 原告は、貸金業者である被告らとの間で、金銭消費貸借取引を継続的に行ってきた者である。

(2) 原告は、ライフとの間で、遅くとも平成6年1月7日までに金銭消費貸借基本契約を締結し、同基本契約に基づいて、金銭の借入及び弁済を繰り返し行った。

(3) 東京地方裁判所は、平成12年6月30日、ライフに対し、会社更生手続開始決定を行い、原告は、その債権届出期間内に過払金債権の届出をしなかったことにより、上記(2)の本件取引から生じていた同日までの過払金債権を失権した。

(4) 原告は、上記(3)による過払金債権の失権後も、平成12年7月11日から平成25年5月24日までの間、別紙計算書記載の「年」「月」「日」欄記載の日に、ライフから「貸付金」欄記載の金員を借入れ、被告らに対し、「支払金」欄記載の金員の弁済をして本件取引を継続した。

(5) 貸金業者である被告は、平成23年7月1日、ライフを吸収合併し、被告が存続会社となった。

(6) 被告は、原告に対し、平成25年6月18日現在（被告において明らかに争わない。）、立替金債権として34万5010円の債権を有しており、原告は、被告に対し、被告の同立替金債権と原告の上記(4)の本件取引から生じ

た過払金債権とを対当額にて相殺する旨本件訴状送達により意思表示した。

2 主たる争点

- (1) 民法704条の「悪意の受益者」の該当性
- (2) 民法704条の利息の発生時期

第3 当裁判所の判断

- 1 証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件取引は、基本契約に基づき借入と弁済を繰り返す金銭消費貸借取引であったことが認められ、同基本契約に基づく弁済は、借入金の全体に対して行われるものと解される。したがって、上記基本契約は、原告が制限利率を超えて利息の支払を継続し、制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合には、同過払金を弁済当時存在する他の借入金債務に充当することはもとより、他の借入金債務が存在しなければその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）を含んでいるものと解するのが相当である。

2 争点(1)（民法704条の「悪意の受益者」の該当性）について

原告は、被告らが「悪意の受益者」とであると主張し、被告はこれを争うが、貸金業者が利息制限法所定の制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。なお、同改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）43条1項のみなし弁済の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、みなし弁済の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるというべきである（最高裁判所平成19年7月13日第二小法廷判決参照）。

被告は、ライフがみなし弁済の適用があるとの認識を有していたとして、上

記特段の事情を主張するが、その適用があるとする根拠となるべき具体的な事実の立証をなさない（被告において、単に当時のライフが一般的な業務態勢として貸金業法17条1項及び18条1項の書面等を交付しており、同書面の不備を理由に行政処分を受けたことはない等の主張を行うのみでは不十分である。）。そうすれば、上記特段の事情を考慮するまでもなく、被告らは、原告から制限利率を超える弁済金が支払われ、これによって元本が完済され過払金が発生した時点において、法律上の原因がないことを知りながら原告の弁済金を受領していたものと推定することができ、民法704条の「悪意の受益者」に該当するというべきである。

3 争点(2)（民法704条の利息の発生時期）について

被告は、仮にライフが「悪意の受益者」であったとしても、民法704条の利息の始期は本件訴状送達の日翌日とするべきであると主張する。しかし、金銭消費貸借の借主が制限利率を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が「悪意の受益者」であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生時から同条前段所定の利息（以下「過払金利息」という。）を支払わなければならない。このことは、前記1のような過払金充当合意があった場合においても異なるところはないと解するのが相当である（最高裁判所平成21年9月4日第二小法廷判決参照）。したがって、被告の上記主張は採用できない。

4 そうすれば、本件取引について制限利率での引き直し計算を行えば、別紙計算書のとおり、取引終了日である平成25年5月24日までの過払金は133万3813円、過払金に対する平成25年6月18日までの確定利息は40万0567円となり、本件訴状が被告に送達されたことは本件記録により明らかであるから、前記前提となる事実(6)で摘示の被告の原告に対する立替金債権と原告の上記の過払金債権とが対当額で相殺された後の原告の債権額は、別紙計算書のとおり、過払金133万3813円、過払金に対する平成25年6月1

8日までの確定利息5万5557円となる（原告の充当の指定による。）。

- 5 以上によれば、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、被告の仮執行免脱の申立ては相当でないからこれを付さないこととして、主文のとおり判決する。

宇部簡易裁判所

裁 判 官

上 田 剛 久

これは正本である。

平成26年1月10日

宇部簡易裁判所

裁判所書記官

平 田 淑 江

